

「加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方について」に対する意見

平成27年5月27日
KDDI株式会社
DSL事業者協議会
ソフトバンクモバイル株式会社

<本意見の趣旨>

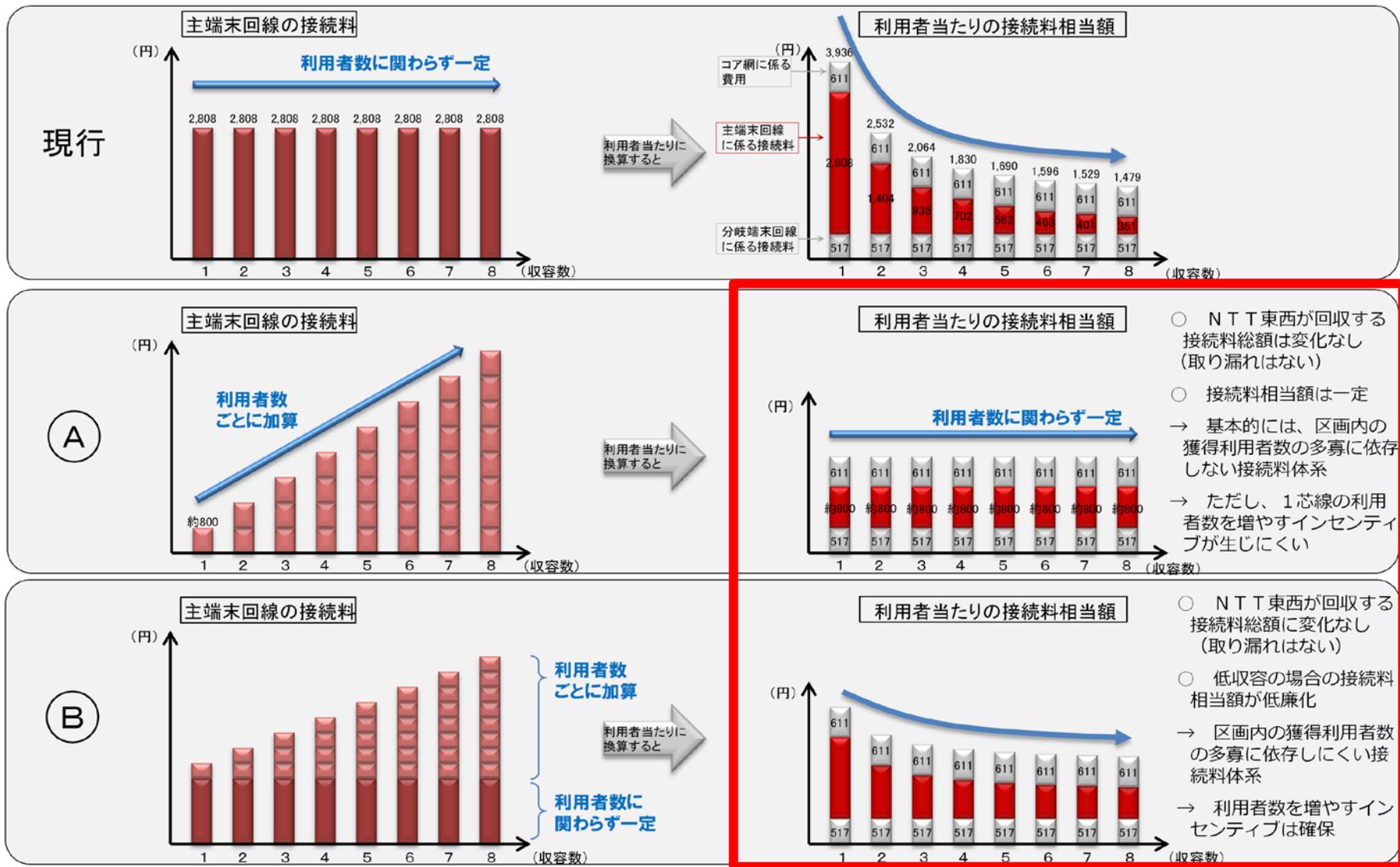
- 2015年5月26日に開催された第27回接続政策委員会において、関係事業者ヒアリング（公開・非公開）が行われ、NTT東日本殿・NTT西日本殿より、「「加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方について」に対する意見」が提出されたところです。
- 当該意見については、公正な競争促進という委員会での検討視点を無視した意見であり、弊社共としては本意見の採用に断固反対いたします。
- 以下、特に重要な論点について、弊社共の意見およびNTT東西殿意見の問題点を述べさせていただきます。
- 委員会におかれましては、接続事業者意見についてご考慮いただき、公正な競争を促進する観点から具体的な接続料体系の見直しの結論を早急に得ていただきますよう、要望いたします。

※なお、NTT東西殿の提出された詳細な論点については、各社意見において再度意見を提出させていただきます。

【意見①】

- 芯線利用率向上、新規参入促進のため、本質的な対応とされていた光配線区画の拡大を代替する競争政策として、接続料体系の見直しが必要。
 - NTT東西殿の提案する減価償却方法の見直しは、全く異なる議論。
-
- 光配線区画の見直し等の第二次答申後の取組は全く効果を上げていない。接続事業者が収容率向上を図ることが困難な状況に変化はなく、NTT東西殿と対等に競争できる環境は実現されていない。
 - 2014年12月18日情報通信審議会答申においても、「事業者間の競争を促進することによってFTTHサービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげることが必要」と指摘があり、接続政策委員会において接続料の算定方法の在り方を含めた議論が行われてきたものと理解。
 - 競争阻害要因を解消し、「接続」による新規参入を容易にするためには、公正性・適正性の観点から、NTT東西殿の設定した光配線区画の広さ（区画内の世帯数の多寡）に依存しにくい接続料金体系(図1)への見直しが必要。

(図1) 接続料金体系の見直し_事業者提案A・B



- NTT東西が回収する接続料総額は変化なし (取り漏れはない)
- 接続料相当額は一定
- 基本的には、区画内の獲得利用者数の多寡に依存しない接続料体系
- ただし、1芯線の利用者数を増やすインセンティブが生じにくい

- NTT東西が回収する接続料総額は変化なし (取り漏れはない)
- 低収容の場合の接続料相当額が低廉化
- 区画内の獲得利用者数の多寡に依存しにくい接続料体系
- 利用者数を増やすインセンティブは確保

※第26回接続政策委員会資料2_P44,48をベースに弊社共にて一部加筆

収容数による影響を低減

【意見②】

- 光コラボレーションモデルの促進だけでは、多様な競争は実現されない。
- NTT東西殿は、光コラボレーションモデルにおいても一定の新規拡大が図られていると主張しているが、90%近くが転用に過ぎない。
- 光コラボレーションモデルについては、これまでも接続事業者が一様に主張している通り、NTT東西のサービスの再販売に過ぎず、サービスはNTTフレッツと同じものであり、料金競争も起きない。
- 光コラボレーションモデルのみが促進されれば、NTT東西殿のフレッツの独占力が高まり、結果、NTT東西殿の収容率のみが向上し、NTT東西殿の競争力が強化される。更に光コラボレーションモデルには、他の競合サービスへの移行を制限する条項もあるため、「接続」での競争がより一層困難になる。
- 速度、品質、宅内装置等におけるサービスの多様化・競争の促進のためには、「接続」方式の拡大が不可欠であり、今回の見直しにおいては「接続」方式の利用拡大につながる政策（接続料体系の見直し）を行うべき。

【意見③】

- NTT東西殿の提案する減価償却方法見直しについては、実施が確約されたものでなく、そもそも、償却期間全体としての償却額が減少するものではない。
- 実効性も不透明な想定をもとに試算された効果に期待して、接続料体系の見直しの議論を見送ることには反対。

- 減価償却は資産の償却可能価額を耐用年数にわたって規則的に配分するものであり、定率法から定額法へ変更しても、償却期間内の償却価格が変わるものではなく、後年度に負担を先送りするものに過ぎない。
- NTT東西殿の提案する減価償却方法の見直しやコスト削減の見直しについては、公正な競争促進の観点からの接続料体系の見直しとは全く別の問題であるとともに、NTT東西殿の提案する減価償却方法の見直しやコスト削減の見直しは、NTT東西殿資料（5月26日接続政策委員会資料2）においても、「IFRSの導入の検討に着手」、「定額法への見直しを検討」や「コストを削減していく考え」等、何ら実施を確約する記載はない。
- このように、その実効性も不透明な想定をもとに試算された効果の提案に依拠して、接続料体系の見直しを見送るべきではない。

【意見④】

- NTT東西殿は、減価償却方法の見直し等を口実として、3月のヒアリングと同じ主張を繰り返して議論を遅延・混乱させている
- 今回NTT東西殿が提出された接続料算定見直しに対する反論は、3月に実施されたヒアリングおよびその後の追加質問において述べられた主張の繰り返しと理解。
- 本年夏頃の答申にむけ、委員会の開催回数も時間も限られている中、各社が公平に意見を述べる機会を設定いただいたにも係らず、NTT東西殿のみが、減価償却方法の見直し等を口実として、従来の意見を繰り返すことは、いたずらに議論を遅延させるものである。

【意見⑤】

- 電柱・土木設備のコストは、敷設されるケーブル種別・ケーブル長・ケーブル本数により決定される。
- 競争政策上、コストをどのように負担するのが公正・適正なのか、より合理的なのか、現行の基準を前提とせずに見直す必要があるのではないか。

- 電柱・土木設備のコストは、敷設されるケーブル種別・ケーブル長・ケーブル本数等により決定されるものであり、芯線数に連動して電柱・土木設備の設備量・保守費・減価償却費が増加するものではない。
(例：100芯ケーブルが400芯ケーブルに増加した場合でも、ケーブル長が変動しなければ電柱本数・管路長は増加するものではない。)
- 競争政策上、コストをどのように負担するのが公正・適正なのか、より合理的なのか、芯線単位としている現行の基準に縛られずに十分な検討が必要ではないか。

【意見⑥】

- メタル回線と光回線の配賦見直しについては、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」で十分に議論された結果であり、今、見直しの議論を行う必要はない。
- NTT東西殿が、コスト把握方法を見直すのであれば、メタル側のコスト把握方法を見直すのが適当との意見を述べているが、メタル回線と光回線のコスト配賦については、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」で十分な議論が行われ、平成23年5月の報告書に基づき、平成24年度の接続会計から見直し後の配賦基準が適用されているところ。
- 実施後、2年しか経過しておらず、当時の結論に対して見直しが必要となるような大きな環境変化もない状況で、メタル回線と光回線の配賦について、今、見直しの議論を行う必要はない。

【まとめ・要望】

- 本委員会においては、「事業者間の競争を促進することによってFTTHサービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげること」が目的と理解。
- よって、NTT東西殿が設定した光配線区画により、事業者の事業運営が大きく左右され収容率に大きな差が生じることに起因した競争阻害要因を解消するため、接続料体系の見直しについて早急に結論を出していただきたい。
- NTT東西殿の提案する減価償却方法の見直しやコスト削減の見通しは、この目的を達成するものではない。
- NTT東西殿の接続料原価の精緻化や適正化は当然実施すべきものであり、競争政策の議論に直接影響すべきものではない。